

秋田県告示第441号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成26年9月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 市街地再開発組合の名称
大曲通町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成23年6月3日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区
大仙市大曲通町708番、736番、738番、739番、740番、741番、742番、743番、744番、745番、746番、747番、748番、749番、750番、707番の一部、724番の一部、725番の一部及び735番の一部
大仙市大曲福住町164番1の一部、167番の一部、168番の一部及び169番の一部
- 4 事務所の所在地
大仙市大曲花園町1番1号
- 5 設立認可の年月日
平成23年6月3日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日
平成26年9月2日